

**瀬戸内海環境保全知事・市長会議 WEB サイト作成業務  
企画提案コンペ募集要項**

**1 業務名**

瀬戸内海環境保全知事・市長会議 WEB サイト作成業務

**2 業務内容等**

**(1) 趣旨・目的**

瀬戸内海環境保全知事・市長会議（以下「当会議」という。）は、広域的な相互協力によって瀬戸内海の環境保全を図ることで、人間性豊かな生活ゾーンを実現することを目的とした組織である。

瀬戸内海沿岸の 40 府県市で構成されており、瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創造のための基本施策の推進、国に対する建議及び要望活動等を行っている。

本業務は、当会議の事業内容や構成府県市の取組み等をより広く包括的に発信するため、新たな WEB サイトを作成する。

**(2) 業務内容**

「瀬戸内海環境保全知事・市長会議 WEB サイト作成業務仕様書（別添 1）」のとおり。

**(3) 業務要件**

コンペに応募する者自らが仕様書に沿って企画する業務であって、公序良俗に反するものでないこと。

**(4) 業務実施期間**

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

**(5) 委託費（契約上限額）**

2,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

コンペに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

なお、複数の企業・団体の共同体による参加は不可とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施に当たり、当会議事務局との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

エ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員又はこれに準ずる団体等の統制の下にある者

### 4 スケジュール

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 募集開始        | 令和 6 年 7 月 1 日(月)  |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和 6 年 7 月 9 日(火)  |
| (3) 応募書類の提出期限   | 令和 6 年 7 月 26 日(金) |
| (4) 提案審査会       | 令和 6 年 8 月上旬頃      |
| (5) 選定結果通知・契約開始 | 令和 6 年 8 月上旬頃      |

### 5 募集要項等の内容に関する質問及び回答

#### (1) 受付期間

令和 6 年 7 月 1 日(月)から同年 7 月 9 日(火) 17 時まで

#### (2) 提出方法

メール本文に「質問者の情報（団体名、担当者名、連絡先等）」及び

「質問内容（資料の内容についてはその資料名、ページ、項目等）」を明記のうえ、13に記載のアドレスに電子メールにより提出すること。電話による質問の受付は行わない。

### **(3) 質問に対する回答**

参加者間の公平を確保するために、原則すべての質問事項について、令和6年7月12日(金)までに、参加者全員に電子メールにより回答する。

回答内容は、募集要項及び仕様書を補足する効力を持つものとする。なお、事実関係の確認など、回答することで他の参加者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

## **6 応募方法**

### **(1) 募集期間**

令和6年7月1日(月)から同年7月26日(金) 17時まで

### **(2) 提出書類**

「瀬戸内海環境保全知事・市長会議 WEB サイト作成業務企画提案コンペ提出書類一覧（別添2）」のとおり。

### **(3) 提出方法**

必要書類を zip ファイルに圧縮のうえ、13に記載のアドレスに電子メールにより提出すること。

件名は「【会社名】瀬戸内海環境保全知事・市長会議 WEB サイト作成企画提案コンペ応募」とし、電話でメールの受信を確認すること。

### **(4) 提出書類の著作権**

提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

### **(5) 提出書類の取扱い**

提出書類は、審査のためのみに使用し、参加者には返却しない。

## 7 審査・選定

### (1) 審査の方法

企画提案コンペ審査委員会において、応募者によるプレゼンテーションを実施する。

なお、応募者多数の場合は、あらかじめ当会議事務局で事前審査のうえ、これを通過したもののみ企画提案コンペ審査委員会にて審査する。

また、必要に応じて、参加者に対して内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

### (2) 審査基準

応募のあった提案事業は、以下の項目について審査のうえ、業務委託者を選定する。

| 審査項目    | 審査内容                                   |
|---------|--|
| コンセプト   | 当会議の設置目的や事業内容に沿っているか 等                 |
| デザイン・構造 | ユーザーが必要な情報を得るために、見やすく使いやすいサイトとなっているか 等 |
| 企画力     | 企画ページは優れた内容となっているか 等                   |
| システム    | 管理が容易かつ安全等が保証されているか 等                  |
| 実施体制    | 業務の実施体制、ノウハウ、業務実績 等                    |
| その他     | 業務を遂行するにあたっての創意工夫、価格 等                 |

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容、又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知

決定後、速やかに全ての応募者に事務局から通知する。

## 8 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

## 9 費用負担

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (2) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、当事務局は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 10 委託契約

### (1) 契約の方法

契約内容は当会議事務局と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 履行保証

契約締結時に、当会議を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

### (3) 委託料の支払い

業務完了後、当会議事務局の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

## 11 著作権

制作物については、著作権の侵害が発生しないようにし、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当会議の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

## 12 その他

- (1) 選定後の業務の実施に際しては、受託者と当会議事務局で十分協議を行

って進めるものとし、受託者の判断で内容を変更する場合は、当会議の承認をあらかじめ受けなければならない。

- (2) 提案内容に関する事項その他仕様書に定めのない事項については、当会議の指示に従うこと。

### **13 提出先・問い合わせ先**

瀬戸内海環境保全知事・市長会議事務局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第1号館2階 兵庫県環境部水大気課内

電話：078-341-7711（内線 3383）

E-mail：mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp